

大牟田・荒尾清掃施設組合

新ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査業務委託

仕様書

令和4年7月11日

大牟田・荒尾清掃施設組合

仕様書

1 目的

本委託業務（以下、「業務」という。）は、大牟田・荒尾清掃施設組合（以下、「本組合」という。）が計画している新ごみ処理施設の整備に向け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第9条の3に規定する生活環境影響調査を実施することを目的とする。

なお、本業務の実施に際しては、委託者や関係機関等と十分に協議した上で生活環境影響調査項目を設定し、対象事業実施区域周辺の生活環境に及ぼす影響についての現状把握、予測及び影響の分析を的確に行うことで、周辺地域における生活環境の保全について適正な配慮がなされていることを目指すものである。

2 件名

新ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査業務委託

3 履行期限

契約締結日の翌日から令和5年11月30日まで

4 対象施設概要

(1) 場所 福岡県大牟田市健老町473-1及び周辺地域

(2) 計画施設 一般廃棄物（ごみ）処理焼却施設

ア 処理能力 158 t/日

イ 敷地面積 約30,951 m²

ウ 処理方式 ストーカ式焼却方式

(3) 業務内容 生活環境影響調査

(4) 業務の範囲

本業務の範囲は、設置場所及びその周辺地域とし、焼却施設が稼働することにより生活環境への影響が予想される地域とする。

5 適用の範囲

本仕様書は、「新ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査業務委託」に

適用し、本仕様書に記載されていない事項等については本組合と協議する。

6 業務管理

- (1) 受託者は、契約後速やかに、着手関係書類を提出するとともに、業務内容を十分把握した上で、業務計画書を作成し、本組合担当職員に提出、承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、業務計画が確実に実施できる執行体制を整備し、業務の指揮・監督を行うこと。
- (3) 受託者は、本組合より業務状況の報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

7 関係法令の遵守

受託者は、本業務の遂行にあたり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係する法律、及び「大牟田・荒尾清掃施設組合 一般廃棄物処理施設整備基本計画書」等の関係する規格等を遵守しなければならない。

8 資料の貸与

本業務の遂行にあたり、必要な資料の収集、調査及び検討等は、原則として受託者が行うこととするが、必要に応じて本組合が所有している既存資料及び文献等について貸与する。

ただし、貸与を受けた資料は、リストを作成のうえ本組合に提出し、業務完了と同時に返却すること。

9 配置予定技術者

受託者は、本業務における技術上の管理及び統括等を行う管理技術者、成果物の品質等の照査を行う照査技術者をそれぞれ配置するものとする。

管理技術者及び照査技術者は、技術士法に定める技術士（総合技術監理部門（建設－建設環境又は環境－環境影響評価）、または建設部門（建設環境）及び環境部門（環境影響評価））の資格を有する者とする。なお、管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

10 提出書類等

受託者は、次の書類を延滞なく提出するものとする。

(1) 着手前提出書類

- ア 業務着手届
- イ 業務工程表
- ウ 業務計画書
- エ 管理技術者及び照査技術者届（経歴書、資格証の写しを添付）
- オ その他必要な書類

(2) 業務完了提出書類

- ア 業務完了届
- イ 成果品
- ウ 業務範囲を記した書類
- エ その他必要な書類

1.1 打合せ協議

本業務を円滑に推進するため、本組合、受託者による随時の打合せを行うものとし、打合せに係る資料は受託者が作成する。

1.2 業務内容

(1) 現地調査等

ア 計画準備

本業務の目的や主旨を十分に理解し、把握したうえで業務計画書を作成する。

イ 施設設置に関する計画等の把握・整理

施設計画及び既存資料を基に、本事業の計画等を把握、整理する。

表 1 施設計画の内容

項目
・施設の設置者の氏名及び住所
・施設の設置場所
・設置する施設の種類
・施設において処理する廃棄物の種類
・施設の処理能力、施設の処理方式
・施設の構造及び設備
・公害防止対策（工事時の騒音、振動等対策を含む）

ウ 地域概況の把握

既存資料、文献等により、建設予定地周辺を含めた地域の環境特性を把握する。

(ア) 自然環境条件等の現状把握

- a 気象：気温、風向、風速、降雨量等
- b 地象：地形、地質、地下水

(イ) 社会環境条件等の現状把握

- a 行政区域の状況：位置、面積、人口等
- b 産業の状況：産業構造等
- c 土地利用の状況：土地利用の現況と見通し、土地利用規制等
- d 水域利用の状況：水利用の状況等
- e 交通の状況：搬入道路状況、交通量等
- f 人家等：周辺地域の人家及び分布等

(ウ) 環境質の状況の現状把握

- a 地上気象：地上気象の状況
- b 大気質：大気質の状況、主要な発生源の状況
- c 騒音：騒音の状況、主要な発生源の状況
- d 振動：振動の状況、地盤の状況、主要な発生源の状況
- e 悪臭：悪臭の状況、主要な発生源の状況

(エ) 環境関係法令の指定・規制状況

- a 環境基準等の状況
- b 環境保全計画の状況

エ 生活環境影響調査項目の選定

地域の特性、事業特性の内容を基に抽出した生活環境影響要因に対する生活環境影響調査項目を検討し設定する。また、項目として選定した理由、項目として選定しなかった理由を整理する。

なお、現段階で想定している調査項目の設定は、表 2 に示すとおり。

表 2 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目（焼却施設）

調査事項	生活環境影響要因	建設予定地	煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行	
	生活環境影響調査項目							
大気環境	地上気象	風向	○					
		風速	○					
		気温	○					
		湿度	○					
		日射量	○					
	大気質	二酸化硫黄 (SO ₂)		○				
		二酸化窒素 (NO ₂)		○				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)		○				○
		塩化水素 (HCl)		○				
		水銀 (Hg)		○				
		ダイオキシン類		○				
		その他必要な項目 ※1		○				○
	騒音	騒音レベル				○		○
		振動レベル				○		○
	悪臭	臭気指数(臭気濃度)		○			○	
特定悪臭物質濃度			○			○		

※1 その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。煙突排ガスによる重金属類などがあげられる。

※2 プラント排水はクローズドシステムによる場内再利用を想定し、生活排水は公共下水道への接続を計画しているため公共用水域への排水は行わないことから調査項目として選定しない。

※3 その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。水道水質基準項目、環境基準(健康項目)があげられる。

オ 現況把握（現地調査）

(ア) 大気質の状況

建設予定地及びその周辺における大気質の現状を把握するため、以下に示す現地調査を実施する。

表 3 大気質の現地調査概要

調査区分	調査項目	地点数	期間、回数
大気環境	地上気象 ・ 風向 ・ 風速 ・ 気温 ・ 湿度 ・ 日射量	建設予定地1地点	1年間

調査区分		調査項目	地点数	期間、回数
	大気質 一般環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化硫黄 (SO₂) ・ 二酸化窒素 (NO₂) ・ 浮遊粒子状物質 (SPM) ・ 塩化水素 (HCl) ・ 水銀 (Hg) ・ ダイオキシン類 	建設予定地 1 地点	1 週間 × 4 季
		・ 降下ばいじん	建設予定地 1 地点	1 ヶ月間 × 4 季
	大気質 道路沿道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素 (NO₂) ・ 浮遊粒子状物質 (SPM) ・ 風向 ・ 風速 	搬入道路沿道 1 地点	1 週間 × 4 季

(イ) 騒音・振動

建設予定地及びその周辺における騒音・振動の現状を把握するため以下に示す現地調査を実施する。

表 4 騒音・振動等の現地調査概要

調査区分		調査項目	地点数	期間、回数
騒音	一般環境	・ 騒音レベル	建設予定地 1 地点	1 回 × 24 時間
	道路沿道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音レベル ・ 自動車交通量 	搬入道路沿道 1 地点	1 回 × 24 時間
振動	一般環境	・ 振動レベル	建設予定地 1 地点	1 回 × 24 時間
	道路沿道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振動レベル ・ 地盤卓越振動数 	搬入道路沿道 1 地点	1 回 × 24 時間

(ウ) 悪臭

建設予定地及びその周辺における悪臭の現状を把握するため、以下に示す現地調査を実施する。

表 5 悪臭の現地調査概要

調査区分	調査項目	地点数	期間、回数
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定悪臭物質 (22 物質) ・ 臭気指数 	建設予定地 1 地点 及び 周辺人家付近 1 地点	1 回

(2) 予測評価等

ア 予測及び影響の分析

施設設置に関する計画等の内容及び現況調査結果より、本事業の実施が大気質、騒音、振動及び悪臭に及ぼす影響について予測する。また、影響の分析として、予測の結果を踏まえ、本事業による影響が実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているか否かについて見解を明らか

にする。評価の内容は、以下の基本方針に基づき実施する。

- ア 影響の回避又は低減による分析（周辺環境への影響が実行可能な範囲内で回避され又は低減されているか否かについて事業者の見解を明らかにする。）
- イ 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析（環境基準等の目標と予測値とを対比しその整合性を検討する。）

表6 予測項目と予測手法

予測事項	予測項目	予測手法
大気質	・施設の稼働（排出ガス）による大気質への影響	大気汚染物質の拡散計算式による定量的予測方法（長期平均濃度予測及び短期高濃度予測）
	・廃棄物搬入車両による大気質への影響	大気汚染物質の拡散計算式による定量的予測方法
騒音	・施設の稼働に伴う施設騒音の影響	騒音の伝搬理論式等による定量的予測手法
	・廃棄物搬入車両による道路騒音の影響	騒音の伝搬理論式等による定量的予測手法
振動	・施設の稼働に伴う施設振動の影響	振動の伝搬理論式等による定量的予測手法
	・廃棄物搬入車両による道路振動の影響	振動の伝搬理論式等による定量的予測手法
悪臭	・施設の稼働に伴う悪臭の影響	大気汚染物質の拡散計算式による定量的予測方法

イ 総合的な評価

生活環境影響調査項目のそれぞれについて一覧表形式等で整理し、予測・影響の分析の結果の概要が一覧で把握できるようにすることにより環境影響の総合的な評価を行う。

(3) 生活環境影響調査書等の作成

ア 報告書の作成

12-（1）-イ「施設設置に関する計画等の把握・整理」から12-（2）-イ「総合的な評価」までを生活環境影響調査書としてとりまとめを行う。

イ 概要書の作成

報告書の概要書を作成する。

ウ あらましの作成

地域住民への説明資料等とするための概要書を作成する。必要枚数は4頁程度とする。

エ 住民説明会への出席

住民説明会への出席を行う。

オ 住民意見に対する見解書の作成

生活環境影響調査書の縦覧に対して、調査書の内容についての質問等意見があった場合には、その整理をするとともに見解書を取りまとめる。

カ 打合せ協議

打合せは、以下に示すとおり計3回を予定する。なお、必要に応じて随時実施する。

- | | |
|-----------|----|
| (ア) 業務着手時 | 1回 |
| (イ) 中間時 | 1回 |
| (ウ) 納品時 | 1回 |

キ 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- | | | |
|----------------------|------------------|------|
| (ア) 生活環境影響調査書 | (A4版製本) | 20部 |
| (イ) 生活環境影響調査書 概要書 | (A4版製本) | 20部 |
| (ウ) 生活環境影響調査書 パンフレット | (A4版製本) | 100部 |
| (エ) 上記の電子データ | 電子記録媒体 (CD-ROM等) | 1式 |

建設計画地

位置図

